

# 香川県報



第 32 号

平成 16 年

4月23日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 香川県議会臨時会の招集 (政 策 課 一)
- 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託 (総務学事課)
- 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託 (健康福祉総務課)
- 河川区域の廃止による廃川敷地等の発生 (河川砂防課)

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課 二)
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (経営支援課)
- 土地改良事業の認可 (土地改良課)
- 土地改良区の役員の就任の届出 (四件) ( " " )
- 土地改良区の役員の就任の届出 (四件) ( " " )
- 土地改良事業の工事完了の届出 ( " " )
- 落札者等の公示 (技術企画課)
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (二件) (都市計画課)

## 告 示

### ●香川県告示第二百九十四号

次の事件を付議するため、平成十六年四月三十日午前十時香川県議会臨時会を高松市番町五丁目香川県議会議事堂に招集する。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 常任委員会委員及び同正副委員長並びに議会運営委員会委員及び同正副委員長の選任

について

- 二 閉会中継続調査事件について
- 三 専決処分事項の承認について（平成十五年度香川県一般会計補正予算）
- 四 専決処分事項の承認について（香川県税条例の一部を改正する条例）

### ●香川県告示第二百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、平成十六年四月一日から、次の者に香川県庁地下駐車場使用料の収納事務を委託した。  
平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称 フジガード株式会社

住所 高松市田村町四五二番地五

### ●香川県告示第二百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、平成十六年四月一日から、次の者に香川県健康増進センターの健康度測定診断指導料の収納事務を委託した。

財団法人香川県健康長寿財団に対する香川県健康増進センターの使用料の収納事務の委託契約は、平成十六年三月三十一日解除した。  
平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称 財団法人かがわ健康福祉機構

住所 高松市番町一丁目一〇番三五号

### ●香川県告示第二百九十七号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所総務課において縦覧に供する。  
平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 河川の名称

- 二 二級河川津田川水系津田川
- 三 廃川敷地等の位置
- 四 さぬき市寒川町神前字寺尾三九七五番地先
- 五 廃川敷地等の種類及び数量
- 六 土地 一四七・九九平方メートル

公 告

●香川県公告第二百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年六月十四日まで縦覧に供する。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年四月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人ネットクラブ  
福田 京平
- 三 さぬき市志度五〇〇六番地二九七  
定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、パソコン能力の向上及びIT環境の構築に関する事業を行い、新しいコミュニティ創造に寄与することを目的とする。
- 香川県公告第二百十三号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十五年香川県公告第六百九十二号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン高松 高松市上天神町高田三一四番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年四月二十三日（金曜日）から同年五月二十四（月曜日）まで

●香川県公告第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市十河土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業沖川西地区）を行うことについて平成十六年四月六日認可した。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三豊千拓土地改良区から役員の内任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
一 退任した役員			

理事 合田 照己 三豊郡大野原町大字花稲四一三番地 平成一六、一、一四  
 二 就任した役員  
 役員の 氏 名 住 所 就任年月日  
 種類 氏 名 住 所  
 理事 合田 茂和 三豊郡大野原町大字花稲四七一番地 平成一六、二、二五  
 ●香川県公告第二百十六号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、男井間池土地改良区から役員就任及び就任について次のとおり届出があった。  
 平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員退任した役員  
 種類 氏 名 住 所 退任年月日  
 理事 伊藤 均 木田郡三木町大字池戸一五〇九番地 平成一六、三、二三  
 " 川田 俊光 " " 乙四番地  
 " 佐藤 敬一 高松市亀田町五四番地三  
 " 穴吹 光雄 " " 七四番地一  
 " 中川 清 " 前田東町一〇七八番地二  
 " 小河 勝 " 前田西町九一番地  
 " 西尾 弘 " 東山崎町一三七八番地  
 " 宮崎 行雄 " " 一〇一三番地一  
 " 南原 勉 " 春日町五二九番地  
 " 天野 拓 " " 一四四番地  
 監事 三好 正康 " 亀田町二四九番地一  
 " 木村 省三 " 前田東町八〇六番地五  
 " 森田 政雄 " 前田西町一〇六五番地四  
 二 就任した役員  
 役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日

理事 川田 俊光 木田郡三木町大字池戸乙四番地 平成一六、三、二四  
 " 森山 重良 " " 二〇四〇番地  
 " 穴吹 光雄 高松市亀田町七四番地一  
 " 香西 清隆 " " 一三七番地  
 " 岡崎 吉隆 " 前田東町九五六番地二  
 " 高尾 博之 松山市土居田町六五八番地  
 " 西尾 弘 高松市東山崎町一三七八番地  
 " 宮崎 行雄 " " 一〇一三番地一  
 " 南原 勉 " 春日町五二九番地  
 " 宮宇地 隆 " " 一三一番地  
 監事 三好 正康 " 亀田町二四九番地一  
 " 木村 保穂 " 前田東町七二四番地一  
 " 横井 貞夫 " 前田西町一〇七五番地一  
 ●香川県公告第二百十七号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香川県三郎池土地改良区から役員退任及び就任について次のとおり届出があった。  
 平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員退任した役員  
 種類 氏 名 住 所 退任年月日  
 理事 安田 早苗 高松市由良町八八五番地一 平成一六、三、二二  
 二 就任した役員  
 役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日  
 理事 猪熊 長生 高松市由良町一二五一番地 平成一六、四、一  
 ●香川県公告第二百十八号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小田奈良須両池土地改良区から役員退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事 諏訪 博文 高松市川部町三九八番地 平成一六、三、一〇

二 就任した役員

役員の種類 氏名 住所 就任年月日

理事 北村 昇 高松市川部町一六九二番地一 平成一六、三、三一

●香川県公告第二百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員の時任について次のとおり届出があった。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 就任年月日

理事 長尾 保 高松市川部町九二四番地三五 平成一六、三、二六

●香川県公告第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
平池土地改良区	平池幹線水路改修土地改良事業	平池地区	平成一六、三、三一

●香川県公告第二百二十一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十

平成十六年四月二十三日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。  
なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七条約第二十三号)の適用を受けるものである。  
平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 平成十六年度香川県標準土木積算システム運用業務委託 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意契約

四 契約日 平成十六年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂七丁目一〇番二〇号

六 契約価格 四八、九八〇、四〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課総務・技術企画グループ 電話番号〇八七―八三二―三五一一

●香川県公告第二百二十二号

高松市から香川中央都市計画高度利用地区の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百二十三号

高松市から香川中央都市計画第一種市街地再開発事業の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年四月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県知事 真 鍋 武 紀

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています